⑬　電子入札について
①　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合は承諾を得て紙入札方式に変更することができる。
②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
③　電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（電子入札センターホームページ：http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。
⑭　出来高部分払方式　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑮　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注者事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼
③　自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
⑯　消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
⑰　詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Isao Abe, Director General of Kinki Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Echiichi Regulation Pond, Kotoheiya Agricultural Irrigation Project
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M., 7 May, 2019
⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M., 7 June, 2019, in case of submission by document : 4 : 00 P.M., 7 June, 2019, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 7 June, 2019
⑹　Contact point for tender documentation : Tomohiro Noda Design Division, Rural Development Department, Kinki Regional Agricultural Administration Office, Chojiburocho Sagaru Shimochojamachi Nishinotoindori Kamigyo-ku Kyoto city Kyoto Prefecture 602―8054, Japan. TEL 075―451―9161 ex. 2519

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 31 年 4 月 15 日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　中井　俊雄

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東名高速道路（特定更新等）御殿場管内舗装補修工事(2019年度)（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
東名高速道路
自）神奈川県足柄上郡大井町山田
至）静岡県沼津市足高
新東名高速道路
自）静岡県御殿場市駒門
至）静岡県駿東郡長泉町元長窪
⑷　工事内容　本工事は、東名高速道路及び新東名高速道路の舗装修繕を行う工事である。また、東名高速道路（大井松田ＩＣ～御殿場ＩＣ間左ルート・裾野ＩＣ～沼津ＩＣ間）リニューアル工事に伴う床版防水工、床版増厚工、対面通行規制に必要な中央分離帯連絡路及び非常駐車帯整備を行う工事である。また、神奈川県区間（３車線以上）において、中央分離帯固定規制標識を設置する工事である。
⑸　工事概算数量
舗装工　約26万㎡
床版防水工　約78千㎡
床版増厚工　約21千㎡
切盛土工　約５千㎥
中央分離帯連絡路　７箇所
非常駐車帯　４箇所
中央分離帯固定標識　15箇所
⑹　工期　契約締結日の翌日から1080日間
⑺　使用する資機材
アスファルトコンクリート　約81,000ｔ
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⑽　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）を記載した総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑾　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書【電子入札（郵送入札）運用マニュアル様式１】を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑿　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照)
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の舗装工事の有資格者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上の舗装工事の有資格者であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の舗装工事の有資格者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又